

下田市長
様

消費者問題ネットワークしずおか
代表 色川 卓男

消費者行政の充実に関する要望書

平成 21 年度から様々な施策において、交付金を活用してきたことと思います。しかし、交付金も来年度で終了します。その後は、各自治体の自己財源で消費者行政に取り組まなければなりません。交付金がない状況の中でも、消費者行政を衰退させることなく、消費者行政の推進に取り組んで頂くことを要望いたします。

また、消費者行政をより推進させるには、各地域で消費者行政の現状を把握し、客観的に見直す必要があると考えます。そこで、下田市の消費者行政の充実に向けて、以下の点をご参考にしていただけたら幸いです。

1. 相談員の増員・養成を要望いたします。

平成 22 年度において下田市には月 3 回相談員 1 名を配置し、有資格者がいないと伺っております。また、平成 22 年度の下田市民の総相談件数のうち、17.4%しか市で相談を受け付けていないという結果も出ております。これらから考えますと、相談日の増加及び相談窓口を周知していく啓発活動等が必要であると考えられます。

資格をもった相談員のなり手がいないという問題もあるとは存じますが、県及び我々も相談員養成講座をここ数年県内で行っており、相談員資格取得者も増加傾向にあります。ぜひ、資格をもった相談員を週 1 日以上配属できるよう、取り組んでいただけることを要望いたします。

2. 消費者団体の創設を要望いたします。

消費者団体が必要であるのは、個として消費者の力には限界があり、消費者自らが事業者と対峙していくためには、集団としての消費者力を高める必要があったからだと聞き及んでおります。そのため、消費者団体を創設し、消費者の自立支援を進めていただきたいと思います。

ちなみに行政が消費者団体の育成を担う理由は、消費者基本法にその根拠があります。消費者基本法第 26 条において、消費者団体の自主的な活動の促進が定められております。消費者保護基本法には類似した条文があるように、国の消費者行政体制が確立した当時から、消費者団体の育成は、消費者の自立支援の一つであり、行政の責務であるといえます。これを理解した上で、消費者団体の育成に取り組んでいただけたら幸いです。

3. 共同運営センターの創設を要望いたします。

現在、下田市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町には消費生活センターが存在しておらず、消費生活相談業務に取り組んでいるのは、いずれも他の仕事と兼務している職員であると同っております。共同運営センターを創設することで、専任体制が取れないこれらの市町では、対応しにくい相談をサポートしていくことができると考えられます。共同運営センターは賀茂地域の中で人口や予算が最も多い下田市に創設し、周りの町とのネットワークを作り、情報交換をする体制を整えることを要望します。